

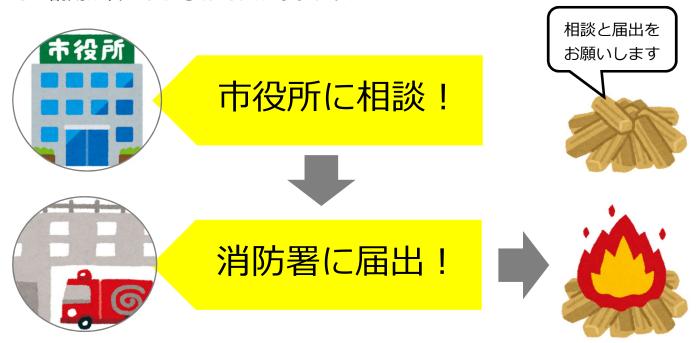
| 屋外焼却に注意!



屋外焼却は、廃棄物の処理および清掃に関する法律(以下「法律」という。)で 原則禁止されています。

しかし、例外的に認められる行為もありますので、市役所に相談後、焼却が可能 な場合、最寄りの消防署に「**火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行 為の届出書**」をあらかじめ届け出してください。

法律に違反すると、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはその両 方の罰則が科せられるおそれがあります。



<注意>

- 消防署への届出は、"屋外焼却"の許可ではありません。
- 乾燥している日や風が強い日は、焼却行為を控えてください。 $\langle \! \rangle$
- 屋外焼却をする際は、消火のための水バケツなどを準備してください。

お問い合わせ先				
所沢市	環境クリーン部環境対策課	04-2998-9230	所沢中央消防署消防第1~3課	04-2929-9125
			所沢東消防署消防第1~3課	04-2998-1190
狭山市	環境経済部環境課	04-2937-6793	狭山消防署消防第1~3課	04-2953-7111
入間市	環境経済部生活環境課	04-2964-1111	入間消防署消防第1~3課	04-2962-7255
飯能市	環境経済部環境緑水課	042-973-2125	飯能日高消防署消防第1~3課	042-973-9119
日高市	市民生活部環境課	042-989-2111		